

令和4年3月27日

泉北若松台 AB 住宅団地管理組合

3 月度回覧について

1. 令和4年3月度定例理事会報告
2. 廃品回収についてのお願い
3. 若松会だより3月号
4. 絵手紙趣味友参加のお知らせ&お花見C a f e
5. 泉ヶ丘NO.1 歩道橋の耐震対策工事の工事期間延長のお知らせ
6. シニアのくら誌
7. クロスボウ所持禁止



令和4年3月度定例理事会報告

場所:AB 住宅団地集会所

開催日時: 3/20 18:00~19:15

出席者 20 名

欠席者 4 名

記

1. 理事会の開催 理事長の挨拶
2. 理事長より今後の運営・審議事項

注意喚起

- ・ゴミ出しルールを守りましょう。

大量のガラス等が割れたままの状態でコンテナにそのまま放棄、けが等危険を伴うような悪質な不法投棄が連日あります。(B 棟)

- ・エレベータ内は密室のため、

感染防止のため必ずマスク着用してください。

■審議事項

- ① パイプシャフトの点検口扉の補充について

在庫が少なくなったため、2 社から相見積りを取り安価な業者にて来年度の予算計上し購入する事とします。

(泉北環境システム 1,309,000 円・マルマサ阪南建設メンテナンス 1,762,200 円)

- ② 大規模修繕工事点検スケジュールについて

共用部分の3年点検を6/4からの日程にて建物理事立ち合いのもと実施予定。修繕の有無に関わらず必要となる場合を想定して予算計上する事とします。

(立ち合い業務を含め 1,500,000 円)

- ③ 事務室内のシュレッダーについて

経年劣化により故障しているため、個人情報漏洩防止の観点から購入をする。

旧シュレッダーの処理は、安価な処分先を確認し処分を実施する。

3. 各担当活動報告

■会計

- ・2月分の未収金はなし。
- ・3/20 チェーンゲート料金回収済。

■業務・環境清掃

- ・敷地内案内板掃除、雨水タンクフィルター交換、集会所の掃除実施。
- ・不法投棄の処理（指定業者、市役所、パンジョにて処分）

■駐車場・防犯

- ・令和4年度駐車場抽選会実施。
- ・チェーンゲート駐車券及び駐車料金回収。
- ・若松台支部防犯委員会の合同パトロールに参加。

■自治会

- ・なし

■広報・書記

- ・各理事広告掲載押印作業、掲示版チェック、撤収、保管。
- ・理事会の書記、議事録作成、回覧作成、回付作業。議案書の準備作業。

■建物保全・防火

- ・別紙参照

以上

◎設備点検（ポンプ、水槽、屋上ファン）2月24日実施。受水槽通気管仮補修実施。

次年度水槽清掃時に補修予定。大林ファシリティーズ(株)京阪ビルテクノサービス(株)

◎水道 親メーター取替 3月24日9:30~11:00実施予定。断水はありません。(株)橋本建設

◎エレベーターA棟2号機巻き上げ機の交換。2/28~3/1に実施 東芝エレベーター(株)

◎施設管理費 11 テレビ共聴設備定期点検費 令和4年度予算には改修工事实施の必要ありません。 HYSエンジニアリング

◎B棟防火用水槽配管に漏水あり。消防署と要打合せ。結論は来期に持ち越し。

(株)ボーサイエンジニアリング

◎電気室、ポンプ室 定期点検 2月24日実施。異常なし。

※4月1日より事故受付ダイヤルが開設されます 0570-002-114 緊急時対応マニュアル
に追記します。 関西電気保安協会

◎「緊急時対応マニュアル」今年度事業の結果一部修正追記があります。住客の皆様、担当階理事の皆様お手数ですが差し替えをお願いします。

◎避雷針点検 2月16日実施。異常なし。 大阪避雷針工業

◎・A棟1階 住戸内に汚物流入の件。住戸内の被害が家具、流し等に及んでおり、
保険対応に時間かかっています。

・A棟1、10号室系統排水管漏水補修工事(PS点検扉設置も含む)2月8~10日実施。
工事費¥165,000.-

・A棟1、2、10号室系統 漏水調査費¥851,000.- 保険対応 (株)泉北環境システム

・上記PS点検用扉 在庫が少なくなり次年度予算に計上してください。

2社から見積を取りました。¥1,762,200.- ¥1,306,000.-でした。

事業費9排水管補修費 補修費¥2,000,000.-→¥1,306,000.-→α=¥3,500,000.-
計上を検討してください。

◎A棟 14階廊下 コンセントカバー取替 3月4日完了¥9,240.- (株)マルマサ阪南建設

◎マンホールトイレの備品

ソーラ式スポットライト不足分、ごみ袋、ロープ、テープ購入。AB各棟ポンプ室に収納。

◎救助担架フレスト

3階毎13, 10, 7, 4, 2階(担架に階名記入済です)ELVホール横倉庫内に収納。

◎大規模修繕工事共用部3年点検について 6月4日に2班体制で検査する。との連絡が京阪ビルテクノサービス(株)よりありました。

新理事会と打合せる時間も必要です。よろしくお願いいたします。

※点検結果により管理組合負担の費用が発生する場合があります。

点検調査費立ち合いを設計監理者の一員だった味酒設計事務所に依頼したいと思
います。立会業務¥297,000.- 他 補修工事に組合負担分が発生する可能性があります。
合わせて¥1,500,000.-を修繕積立金収支予算に計上を検討してください。

※議案書 建物保全・防火 ◎次年度予算に提示した事項に

・大規模修繕工事共用部分3年点検実施予定。

追記をお願い致します。

廃品回収についてのお願い

泉北若松台AB住宅団地自治会

いつも廃品回収にご協力いただきありがとうございます。

4月の廃品回収日をお知らせいたします。

4月 1日（金）
4月 15日（金）

毎月、第1、第3金曜日が回収日となります。

当日は**午前8時30分までに**各戸前にお出してください。

出せるもの 古新聞（チラシ含む）
古雑誌・古本
ノート類・古着 等

古着は家庭に一袋で
お願い致します。

出せないもの ふとん（綿がダメ）
まくら・ビニール

注意

段ボールなどの 厚めの紙は
折りたたんで ダスト奥に出してください。
ティッシュ箱などの 薄めの紙は
折りたたんで 生活ゴミとして出してください。

部屋 番号	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
確認日																			
印																			

最終は 号 まで

令和4年3月

泉ヶ丘N o. 1歩道橋の耐震対策工事の工事期間延長のお知らせ

工事期間中は通行規制や騒音・振動等、何かとご迷惑をおかけいたしますが、安全には十分注意して施工いたしますので、皆様方のご協力のほど宜しくお願いいたします。

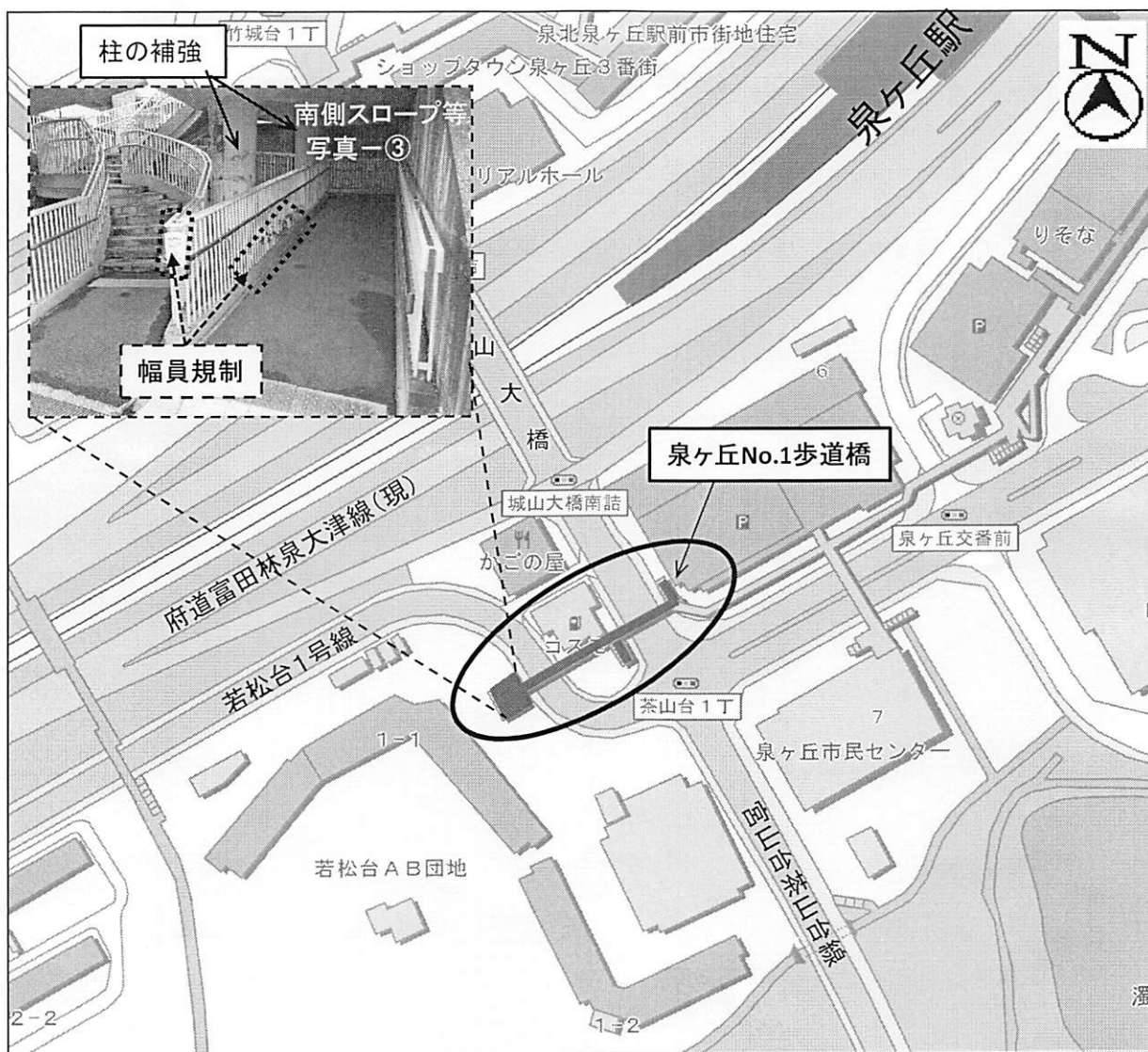
記

- | | | | |
|----|---------|---|--|
| 1. | 工 事 名 | 泉ヶ丘No. 1 歩道橋耐震対策工事 | |
| 2. | 工 事 場 所 | 堺市南区若松台1丁ほか（※右図参照） | |
| 3. | 工 事 期 間 | 令和3年10月4日～令和4年3月30日（予定）
令和4年6月30日（予定） | |
| 4. | 施 工 時 間 | 作業日 月～土曜日（日曜、祝日は休工としますが
工程上の都合で施工する場合があります。）
作業時間 昼間：8：00～18：00 夜間：22：00～6：00
（宮山台茶山台線沿いの足場作業のみ夜間作業） | |
| 5. | 工 事 内 容 | 柱の補強、耐震対策装置の取付け | |
| 6. | 通 行 規 制 | <ul style="list-style-type: none"> ・宮山台茶山台線（南側）：歩道一部幅員規制（写真－①参照） ・泉ヶ丘No. 1 歩道橋の橋の下：通行止め（写真－②参照） ・泉ヶ丘No. 1 歩道橋の南側スロープ等：一部幅員規制
（写真－③参照） ・若松台1号線：車道片側交互通行 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>※工事中も歩道橋の通行は可能ですが、
南側スロープ等を一部規制しています。</p> </div> | |
| 7. | 施 工 業 者 | 橋本・メット建設工事共同企業体
現場代理人 光田 裕一 | 代表構成員（株）橋本建設
TEL 090-9694-8123 |
| 8. | 堺 市 担 当 | 堺市建設局 道路部道路整備課
担当者 杉本 和規
夜間・休日連絡先 | TEL 072-228-7095（直通）
TEL 072-233-1101（代表） |

確認欄

[illegible]

施工位置図



泉ヶ丘No. 1歩道橋現況写真

写真-①

写真-②



耐震対策装置の取付
(地震時に橋が道路上へ落ちるのを防ぐ)

柱の補強など

柱の補強を行うため、引き続き、橋の下を通行止めします。
若松台1号線の歩道の利用をお願いします。

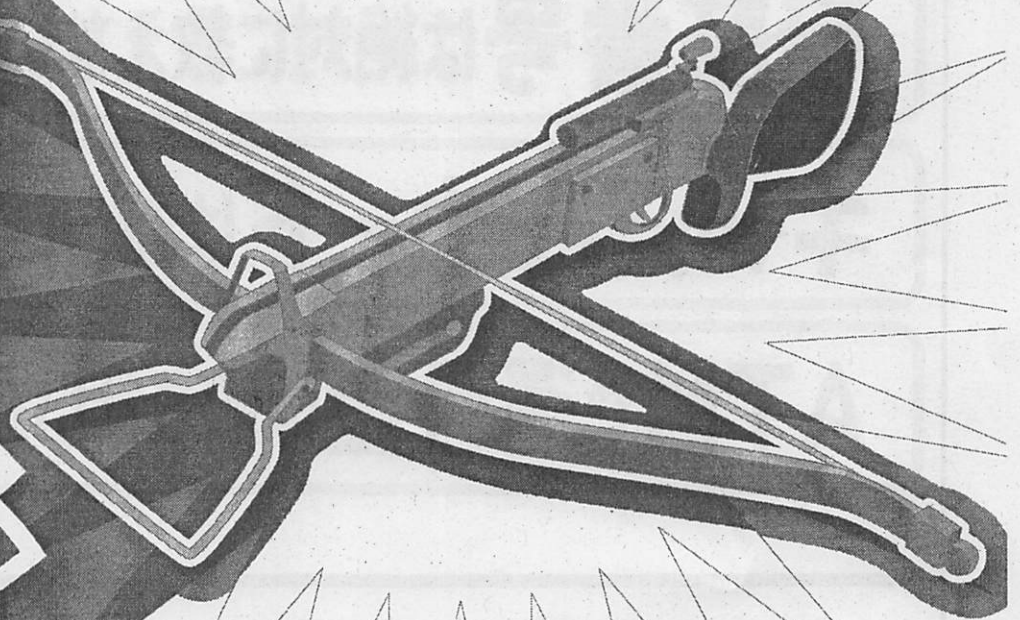
令和4年3月15日から施行

許可制

に!

許可申請や廃棄等の措置を執らずに令和4年9月15日以降も所持し続けた場合は、不法所持となります!

令和4年9月14日以前であっても、クロスボウの発射・持ち運び・保管等に規制がかかります。



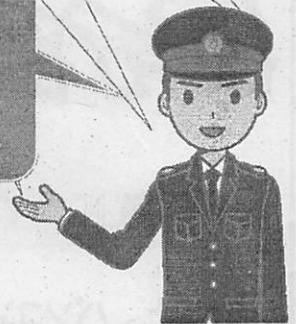
無償で処分します!

廃棄する場合には最寄りの警察署に持ち込んで下さい。無償で処分します。



どんなクロスボウが
規制対象になるの?

規制対象となるのは、矢の運動エネルギーが6.0J以上となるクロスボウです。
いわゆるピストルクロスボウを含め、市販されているクロスボウは基本的に規制対象となります。



詳細は警察庁
ホームページにて

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/crossbow/index.html>

警察庁・都道府県警察



交番だより

南 堺 警 察 署
地 域 課
Tel 072-291-1234

特殊詐欺被害防止

詐欺の電話被害に遭わないための³箇条

暗証番号は絶対に教えない!!

キャッシュカードは渡さない!!

ATMで還付金は戻らない!!



フィッシング詐欺に注意!!

『緊急』『ウイルスに感染しました』『不正アクセスがありました』

など、パソコンメールやサイト等で焦らせるような内容があれば要注意!!

添付のURLをクリックしない

安易に個人情報を入力しない

※フィッシング詐欺とは、偽のメールやSNSを送って、偽サイトに誘導し、クレジットカード番号等の個人情報を入力させる手口です。

